

総務省令第十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、無線機器型式検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣 原口 一博

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「設備規則第四十五條の十二の六第ニ号」を「設備規則第四十五條の十二の六第三号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。